証券コード　3372
平成30年６月７日

株主のみなさまへ

大阪市西区北堀江二丁目３番３号
株式会社関門海
代表取締役社長　田中　正

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月22日（金曜日）午前11時
２．場　　所　大阪市住吉区住吉二丁目９番89号
住吉大社吉祥殿１階「明石の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第30期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第30期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議　　案　取締役６名選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
・株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kanmonkai.co.jp/）に掲載させていただきます。

【お知らせ】
第30期定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度は、主力事業である「玄品ふぐ」において、「美味しく価値の高い商品を提供し、全てのお客様に満足していただくこと」に主眼を置き、従来の当社技術による「熟成とらふぐ」に加え、前期から本格販売を開始した「天然とらふぐ」、当期の新たな取組みとして養殖事業者と提携し当社技術協力によって通常サイズの1.5倍程度まで育成させた「大とらふぐ」の３つを主力商品といたしました。ホールスタッフがお客様の特徴やご嗜好に合わせて商品をお勧めさせていただいた結果、お客様満足度が向上し、客単価の上昇に繋がりました。また、インバウンドのお客様に対する積極的な誘致活動を継続し、引き続き多くのお客様にご来店いただくことができました。さらに、予約管理をお客様情報が蓄積可能なシステムに刷新し、今後、どの店舗でもお客様のご嗜好や来店頻度に合わせたサービスを提供できる環境を整えました。施設面では、本社内にテストキッチンを新設し、新商材の開発や新商品開発など、お客様満足度の高いメニューの開発を積極的に行ってまいりました。また、平成29年11月に会社分割による持株会社体制に移行したことにより、大幅な権限移譲を行い、「人が資本の関門海」の実現に向けた、将来の社長・幹部候補が育成できる体制といたしました。

主力事業である「玄品ふぐ」等ふぐ取扱直営店舗の既存店売上高は、前期比5.8％増となりました。これは、従業員向け研修の実施等により営業日数が延242日減少したものの、高付加価値商品である「天然とらふぐ」や「大とらふぐ」販売による客単価の上昇、「はも」等の新商材販売開始やインバウンド誘致の成功による閑散期の客数増加等によるものです。また、「吉祥寺の関」を平成29年９月に利便性の良い場所へ移転オープンし、旧店舗での店舗構造上の収益性の低さの改善を図りました。当連結会

計年度末のふぐかに業態を含めた「玄品ふぐ」等の直営店舗数は、ＦＣから直営への移管４店舗、閉店３店舗により、45店舗（前期末比１店舗増）となり、当連結会計年度の売上高は3,739百万円（前期比4.7％増）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、前期出店エリアＦＣ６店舗が通年寄与したことに加え、当期新たに海外初出店となるシンガポール、四国初となる松山市、東北初となる仙台市に出店を果たしました。また、既存フランチャイズ店舗におきましても、直営店舗同様の販売施策や品質管理を徹底したことにより、前年を上回る売上高で推移いたしました。当連結会計年度末のフランチャイズ店舗数は、前述に加え４店舗を直営化したこと等により45店舗（前期末比３店舗減）となり、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ、加盟金等によるフランチャイズ売上高は加盟金減により728百万円（前期比6.4％減）、フランチャイズ店舗における末端売上高は2,179百万円（前期比6.8％増）となりました。

その他業態の当連結会計年度末の店舗数は、定借期間満了により１店舗閉店したことに加え、集合型店舗（５店舗）の運営方法を賃貸に変更したため期末店舗数は１店舗となり、本部に係る売上も含めた当連結会計年度の売上高は257百万円（前期比28.4％減）となり、この結果、当連結会計年度の売上高は4,725百万円（前期比0.3％増）となりました。

利益面では、まず、原価において、原価統制を徹底すべくメニュー構成や価格設定を行うとともに原価率の徹底管理を行った結果、原価率は0.7ポイント減少し43百万円利益を改善することができました。また、販売費及び一般管理費は、コスト管理を徹底した結果、労務費、広告宣伝費、旅費交通費等は軽減できましたが、その一方で、株主様の増加及び株主優待引当金の新規計上に伴い株主優待費用が38百万円増加、インバウンド集客施策等に係る費用が増加した結果、前期比16百万円増の3,055百万円となり、営業利益は197百万円（前期比15.5％増）となりました。また、中国進出関連費用等の支出もあり、経常利益は125百万円（前期比132.5％増）、特別損失として、店舗閉鎖損失64百万円等を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は34百万円（前期は当期純損失17百万円）となりました。

なお、平成29年11月１日に会社分割を行い、当社を完全親会社とする持株会社体制に移行したことにより、平成30年３月期から連結決算に移行い

たしました。それに伴い、前期との数値比較は前期計算書類の数値を使用しております。

また、当社グループは店舗運営事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は162百万円であります。その主なものは、「吉祥寺の関」移転による店舗設備及び既存店舗の改装・改修等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成29年11月１日に当社事業を当社完全子会社である３事業会社、「株式会社宗國玄品ふぐ」、「株式会社東國玄品ふぐ」、「株式会社西國玄品ふぐ」に吸収分割し、持株会社体制に移行いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分	第27期 (平成27年３月期)	第28期 (平成28年３月期)	第29期 (平成29年３月期)	第30期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高	5,118,883	5,207,735	－	4,725,991
経常利益	138,631	87,594	－	125,071
親会社株主に帰属する当期純利益	42,162	19,051	－	34,680
１株当たり当期純利益(円)	4.39	1.92	－	2.95
総資産	4,248,180	4,056,865	－	3,937,080
純資産	327,584	347,602	－	865,470
１株当たり純資産額(円)	33.07	34.99	－	73.48

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．平成29年３月期は、連結計算書類を作成していないため、記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区分	第27期 (平成27年３月期)	第28期 (平成28年３月期)	第29期 (平成29年３月期)	第30期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売上高	4,387,755	4,505,567	4,710,941	3,240,852
経常利益	170,013	112,421	53,788	111,553
当期純利益又は当期純損失（△）	65,032	20,081	△17,448	28,236
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）(円)	6.77	2.03	△1.55	2.40
総資産	4,184,084	4,105,905	4,074,475	3,841,856
純資産	327,148	348,196	830,790	859,027
１株当たり純資産額(円)	33.02	35.05	70.53	72.94

(注) １．１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．平成29年11月に会社分割により子会社へ事業を承継したため、平成30年３月期の売上高が減少しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社宗國玄品ふぐ	8百万円	100%	「玄品ふぐ」の店舗運営管理、ＦＣ本部の運営等
株式会社東國玄品ふぐ	8百万円	100%	東日本における「玄品ふぐ」等直営店舗の運営
株式会社西國玄品ふぐ	8百万円	100%	西日本における「玄品ふぐ」等直営店舗の運営

(注) 1．当連結会計年度において、「株式会社宗國玄品ふぐ」、「株式会社東國玄品ふぐ」、「株式会社西國玄品ふぐ」の３社が吸収分割によって事業を承継したため、新たに連結の範囲に含めております。

2．当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 「玄品」ブランドの再構築

当社の主力事業である「玄品ふぐ」は、とらふぐ料理専門店の中で最も高いシェアを誇りますが、一般的な知名度は未だ低いといえます。

今後、更に当社を発展させていくため、まず、「玄品」のブランド価値を社内外において高めることが必須であると考え、心地よい空間にて「玄品」の商品、「玄品」のサービスを提供することを追求し、より価値ある「玄品」ブランドの地位を確立してまいります。

これにより、既存店舗の売上高増加、エリアＦＣによる全国・海外展開等「玄品ふぐ」の更なる拡大を目指すとともに、将来的には「玄品」ブランドを他の食材にも横展開し、当社の企業価値を向上させてまいります。

② 収益性の向上

当社の重視する売上高営業利益率が低い要因としまして、閑散期である夏季の収益性悪化、本部機能強化等によるコストの増加があげられます。

閑散期対策につきましては、とらふぐを年間通じてお召し上がりいただくため、閑散期限定のメニュー提案や新たな商品開発、海外旅行客の誘致強化等、来客数増加に向けた施策を実施するとともに、「はも」「うなぎ」といった主に夏季に食される食材を積極的に取り入れてまいります。その一方で、本部体制の適正化等による本部に係るコストの最適化を徹底することにより、収益性の向上を図ってまいります。

③　財務基盤の強化

当社は、借入条件の見直しを伴うシンジケートローンを実行したこと等により、財務体質は改善されましたが、今後の成長計画に対する資金需要に対応するため、業績の改善、在庫の適正化等による営業キャッシュ・フローの確保等により財務基盤の強化に努めてまいります。

④　人財育成

当社は長期的な経営方針において「人が資本の関門海」をテーマに掲げ、人財育成に主眼を置き、とらふぐの知識、接客、マネジメントに主眼を置いた研修の充実、従業員の待遇改善等を実施しており、平成29年11月には将来の幹部育成に重点をおいた持株会社体制へと移行いたしました。

今後も、当社は、全ての階層において人財が充実し、将来の幹部候補が多数存在することにより継続的に繁栄するビジョナリーカンパニーを目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

①　「玄品ふぐ」等の専門飲食店の店舗展開、新規開発業態の運営、フランチャイズ本部の運営等

②　暖簾分け店舗や業務提携先への食材販売及びその他の事業

(6) 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社　　大阪市西区北堀江二丁目３番３号
東京本部　東京都中央区日本橋茅場町一丁目９番２号　稲村ビル９階

② 主要な子会社の事業所

株式会社宗國玄品ふぐ　大阪市西区北堀江二丁目３番３号
株式会社東國玄品ふぐ　東京都中央区日本橋茅場町一丁目９番２号
稲村ビル９階
株式会社西國玄品ふぐ　大阪市西区北堀江二丁目３番３号

③ 当社グループ店舗

＜直営店舗＞

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数（店）	都道府県名	店舗数（店）
東日本地区	30	西日本地区	16
北海道	1	三重県	1
東京都	18	大阪府	10
神奈川県	5	兵庫県	2
千葉県	3	京都府	1
埼玉県	3	広島県	1
		沖縄県	1

＜フランチャイズ店舗＞

東日本地区店舗		西日本地区店舗	
都道府県名	店舗数（店）	都道府県名	店舗数（店）
東日本地区	21	西日本地区	23
宮城県	1	愛知県	1
東京都	8	大阪府	17
神奈川県	6	兵庫県	2
千葉県	1	京都府	2
埼玉県	1	愛媛県	1
山梨県	1		
長野県	1	海外店舗	
富山県	1	国名	店舗数（店）
静岡県	1	シンガポール	1

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

149名

（注）使用人数にはパート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	131名減	45.5歳	6.4年

（注）１．使用人数が前事業年度末に比べて131名減少しておりますが、これは当社が持株会社体制へ移行したことによるものであります。

２．使用人数にはパート社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,227,000千円
株式会社みずほ銀行	664,500千円
株式会社紀陽銀行	276,200千円
株式会社三井住友銀行	205,300千円
株式会社滋賀銀行	81,000千円
株式会社京都銀行	77,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数 24,000,000株

② 発行済株式の総数 11,756,833株
（自己株式302,067株を除く）

③ 株主数 10,388名

④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社椿台	3,046,600株	25.91%
サントリー酒類株式会社	1,476,000株	12.55%
尾家産業株式会社	370,000株	3.15%
日本証券金融株式会社	166,300株	1.41%
松井証券株式会社	164,000株	1.39%
KGI ASIA LIMITED－ D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED	80,000株	0.68%
関門海福株会	67,300株	0.57%
田原久美子	58,400株	0.50%
野村證券株式会社	53,858株	0.46%
山口旺子	51,950株	0.44%
山口晴緒	51,950株	0.44%

(注) １．当社は自己株式302,067株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
２．持株比率は、自己株式（302,067株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年３月31日現在）

発行決議の日		平成27年４月22日	平成28年６月22日
新株予約権の数		4,830個	3,300個
目的となる株式の数		普通株式　483,000株	普通株式　330,000株
新株予約権の発行価額（１個当たり）		170円	100円
行使価額（１株当たり）		171円	292円
権利行使期間		自　平成27年５月９日 至　平成35年５月８日	自　平成28年７月14日 至　平成36年７月13日
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　4,830個 目的となる株式数　483,000株 保有者数　４名	新株予約権の数　3,300個 目的となる株式数　330,000株 保有者数　４名
	社外取締役	－名	－名
	監査役	－名	－名

（注）上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中　正	
取締役副社長	山口久美子	㈱西國玄品ふぐ取締役 ㈱椿台代表取締役
専務取締役	本多正嗣	調達物流本部長
取締役	大村美智也	㈱西國玄品ふぐ代表取締役社長 ㈱宗國玄品ふぐ代表取締役副社長
取締役	炭本　健	㈱宗國玄品ふぐ代表取締役社長 ㈱東國玄品ふぐ代表取締役社長 ㈱西國玄品ふぐ取締役
取締役	松下義行	非破壊検査㈱顧問 関西国際大学学長特別補佐・客員教授
常勤監査役	阿井公宗	
監査役	近藤行弘	弁護士 近藤行弘綜合法律事務所代表
監査役	小田利昭	公認会計士 公認会計士小田事務所代表 清稜監査法人代表社員

(注) 1．取締役副社長山口久美子氏の戸籍上の氏名は田原久美子であります。
2．取締役松下義行氏は社外取締役であります。なお、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．監査役近藤行弘氏、監査役小田利昭氏は社外監査役であります。なお、両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役小田利昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （1名）	41,760千円 （2,400千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	6,540千円 （2,400千円）
合計 （うち社外役員）	9名 （3名）	48,300千円 （4,800千円）

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成11年１月20日開催の第10期定時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成16年11月29日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4．取締役のストック・オプションの報酬限度額は、平成20年２月28日開催の第19期定時株主総会において、年額60,000千円以内（うち社外取締役は年額3,000千円以内）と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松下義行氏は非破壊検査㈱の顧問及び関西国際大学学長特別補佐並びに客員教授を兼職しております。なお、当社と非破壊検査㈱及び関西国際大学との間には、開示すべき関係はありません。

監査役近藤行弘氏は、近藤行弘綜合法律事務所の代表を兼職しております。なお、当社と近藤行弘綜合法律事務所との間には、開示すべき関係はありません。

監査役小田利昭氏は、公認会計士小田事務所の代表及び清稜監査法人の代表社員を兼職しております。なお、当社と公認会計士小田事務所及び清稜監査法人との間には、開示すべき関係はありません。

2)当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	松　下　義　行	取締役会における審議、報告に際して、長年に亘る大阪府警察においての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監　査　役	近　藤　行　弘	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。当事業年度開催の取締役会21回中21回、監査役会14回中14回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
監　査　役	小　田　利　昭	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。当事業年度開催の取締役会21回中21回、監査役会14回中14回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人やまぶき

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,650千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	14,650千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、当社及び子会社におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。

当社代表取締役は、コンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査人は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社代表取締役は、当社及び子会社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行ったうえ、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査人は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告をする。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月１回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。運営の結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人と取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、独立性を確保する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査役に対して当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

⑧　財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令・諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善する。

⑨　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

1)取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しています。当事業年度において取締役会を21回開催し、各議案について審議、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も12回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

2)監査役の職務執行

監査役は当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に意見交換を行うことで、取締役の執行業務の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

3)当社子会社における業務の適正の確保

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことでその営業活動及び決裁権限などを把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

4)反社会的勢力排除

取引先との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組を継続的に実施しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として積極的に配当を実施する方針ですが、財務体質の強化を最優先とすることが適切な経営判断であると考え、十分な内部留保が確保できるまでは無配とさせていただく予定であります。

(注) 1．本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

2．記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	【2,704,467】	【流動負債】	【1,633,445】
現金及び預金	554,381	買掛金	106,659
売掛金	194,473	短期借入金	1,001,000
商品及び製品	1,666,655	１年内返済予定の長期借入金	180,000
原材料及び貯蔵品	24,698	未払金	218,465
繰延税金資産	44,101	未払法人税等	19,169
その他	223,882	賞与引当金	25,000
貸倒引当金	△3,726	株主優待引当金	12,579
【固定資産】	【1,232,612】	その他	70,570
（有形固定資産）	（647,637）	【固定負債】	【1,438,163】
建物及び構築物	546,113	長期借入金	1,350,000
機械装置及び運搬具	13,556	その他	88,163
その他	87,968	負債合計	3,071,609
（無形固定資産）	（38,834）	純資産の部	
その他	38,834	【株主資本】	【863,943】
（投資その他の資産）	（546,140）	資本金	897,461
差入保証金	408,647	資本剰余金	219,800
繰延税金資産	111,425	利益剰余金	34,680
その他	26,068	自己株式	△287,998
		【新株予約権】	【1,527】
		純資産合計	865,470
資産合計	3,937,080	負債・純資産合計	3,937,080

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,725,991
売上原価		1,473,759
売上総利益		3,252,231
販売費及び一般管理費		3,055,089
営業利益		197,142
営業外収益		
受取利息	153	
受取地代家賃	6,715	
受取保険金	1,920	
その他	2,833	11,622
営業外費用		
支払利息	27,772	
支払手数料	31,527	
その他	24,392	83,692
経常利益		125,071
特別利益		
固定資産売却益	1,851	1,851
特別損失		
固定資産除却損	947	
固定資産売却損	2,716	
店舗閉鎖損失	64,434	68,097
税金等調整前当期純利益		58,825
法人税、住民税及び事業税	27,331	
法人税等調整額	△3,185	24,145
当期純利益		34,680
親会社株主に帰属する当期純利益		34,680

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日　期首残高	897,461	1,006,458	△786,658	△287,998	829,263
連結会計年度中の変動額					
欠損填補		△786,658	786,658		－
親会社株主に帰属する当期純利益			34,680		34,680
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△786,658	821,338	－	34,680
平成30年３月31日　期末残高	897,461	219,800	34,680	△287,998	863,943

	新株予約権	純資産合計
平成29年４月１日　期首残高	1,527	830,790
連結会計年度中の変動額		
欠損填補		－
親会社株主に帰属する当期純利益		34,680
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)		－
連結会計年度中の変動額合計	－	34,680
平成30年３月31日　期末残高	1,527	865,470

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	３社
連結子会社の名称	㈱宗國玄品ふぐ
	㈱東國玄品ふぐ
	㈱西國玄品ふぐ

２．連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度において、「株式会社宗國玄品ふぐ」、「株式会社東國玄品ふぐ」、「株式会社西國玄品ふぐ」の３社が吸収分割によって事業を承継したため、新たに連結の範囲に含めております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品及び製品	主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
原材料及び貯蔵品	主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長５年）によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

追加情報

株主優待引当金の計上

株主優待費用は、従来、優待券利用時に費用処理しておりましたが、利用実績率を正確に把握できる体制が整い、引当額を合理的に見積もることが可能になったため、当連結会計年度より、発生すると見込まれる株主優待費用の額を株主優待引当金として計上することとなりました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ12,579千円減少しております。

連結納税制度の適用

当社及び当社の連結子会社３社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第５号 平成27年１月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第７号 平成27年１月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　1,924,651千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,058,900株	－株	－株	12,058,900株

２．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	302,067株	－株	－株	302,067株

３．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

４．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,122,000株

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入又は新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引については、外貨建取引に係る為替変動リスクを回避する目的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び出店等に伴う差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式のみを保有する方針であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を行う方針であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されているため、主に固定金利により資金調達を行う方針であります。

デリバティブ取引の実行及び管理は、「デリバティブ取引内規」に従い経営支援本部が行っており、また、この内規において、取引権限の限度及び取引限度額等については取締役会の決議で決定する旨が明示されており、当初の予測範囲外のリスクや損失が発生した場合には、経営支援本部長が直ちに取締役会に報告することとなっております。

なお、現在当社グループでは、デリバティブ取引は行っておりません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注）２．参照）また、重要性が乏しいものについては省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	554,381	554,381	－
(2) 売掛金	194,473	194,473	－
(3) 差入保証金	7,679	7,264	△415
資産計	756,534	756,119	△415
(1) 買掛金	106,659	106,659	－
(2) 短期借入金	1,001,000	1,001,000	－
(3) 未払金	218,465	218,465	－
(4) 長期借入金（※）	1,530,000	1,530,000	－
負債計	2,856,125	2,856,125	－

（※）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるため、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14,150
差入保証金	400,967

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから含めておりません。また、差入保証金のうち、返還予定日が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「資産(3) 差入保証金」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	554,381	－	－	－
売掛金	194,473	－	－	－
差入保証金	7,679	－	－	－

（注）４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	180,000	1,350,000	－	－	－	－

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　73円48銭

２．１株当たり当期純利益　2円95銭

企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

当社は、平成29年７月19日及び平成29年９月27日開催の取締役会で承認されました吸収分割契約に基づき、平成29年11月１日をもって当社の承継会社（完全子会社）である「株式会社宗國玄品ふぐ」「株式会社東國玄品ふぐ」「株式会社西國玄品ふぐ」へ当社事業を承継させ、同日をもって持株会社体制へ移行しました。

１．取引の概要

（１）対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称　当社で行っている「玄品ふぐ」店舗管理運営事業、ＦＣ本部運営事業等

事業の内容　飲食店舗である「玄品ふぐ」直営店舗の運営管理、フランチャイズ店舗の管理等

（２）企業結合日

平成29年11月１日

（３）企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、株式会社宗國玄品ふぐ、株式会社東國玄品ふぐ、株式会社西國玄品ふぐの子会社３社を吸収分割承継会社とする会社分割。

（４）結合後企業の名称

変更はありません。

（５）その他取引の概要に関する事項

全社的な経営戦略と飲食及びフランチャイズ運営事業を分離し、また、大幅な権限移譲を図ることにより、意思決定の迅速化と機動的な運営体制の構築を目的としております。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号）」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
【流動資産】	**【2,585,253】**	**【流動負債】**	**【1,544,665】**
現金及び預金	266,235	買掛金	28,051
売掛金	301,971	短期借入金	1,001,000
商品及び製品	1,633,015	1年内返済予定の長期借入金	180,000
原材料及び貯蔵品	11,592	リース債務	17,159
前払費用	54,293	未払金	80,752
繰延税金資産	36,484	未払費用	1,559
未収入金	83,250	未払法人税等	4,481
未収消費税等	65,773	預り金	208,906
その他	136,363	前受収益	92
貸倒引当金	△3,726	賞与引当金	9,681
【固定資産】	**【1,256,602】**	株主優待引当金	12,579
（有形固定資産）	**(647,637)**	その他	400
建物	540,139	**【固定負債】**	**【1,438,163】**
構築物	5,973	長期借入金	1,350,000
機械及び装置	13,108	リース債務	28,832
車両運搬具	447	預り保証金	59,331
工具、器具及び備品	83,713	**負債合計**	**2,982,828**
建設仮勘定	4,255	**純資産の部**	
（無形固定資産）	**(38,834)**	**【株主資本】**	**【857,499】**
商標権	2,203	**資本金**	**897,461**
特許権	1,820	**資本剰余金**	**219,800**
ソフトウェア	31,619	資本準備金	219,800
その他	3,190	**利益剰余金**	**28,236**
（投資その他の資産）	**(570,130)**	その他利益剰余金	28,236
投資有価証券	14,150	繰越利益剰余金	28,236
関係会社株式	24,000	**自己株式**	**△287,998**
出資金	370	**【新株予約権】**	**【1,527】**
長期前払費用	11,540	**純資産合計**	**859,027**
差入保証金	408,637		
繰延税金資産	111,425		
その他	8		
資産合計	**3,841,856**	**負債・純資産合計**	**3,841,856**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		3,240,852
売上原価		1,156,364
売上総利益		2,084,488
販売費及び一般管理費		1,904,622
営業利益		179,865
営業外収益		
受取利息	105	
受取地代家賃	6,715	
受取保険金	1,920	
その他	2,826	11,567
営業外費用		
支払利息	27,772	
支払手数料	31,527	
その他	20,580	79,880
経常利益		111,553
特別利益		
固定資産売却益	1,851	1,851
特別損失		
固定資産除却損	947	
固定資産売却損	2,716	
店舗閉鎖損失	64,431	68,094
税引前当期純利益		45,310
法人税、住民税及び事業税	12,643	
法人税等調整額	4,431	17,074
当期純利益		28,236

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年４月１日　期首残高	897,461	596,346	410,111	1,006,458	△786,658	△786,658	△287,998	829,263
事業年度中の変動額								
準備金から剰余金へ振替		△376,546	376,546					－
欠損填補			△786,658	△786,658	786,658	786,658		－
当期純利益					28,236	28,236		28,236
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	△376,546	△410,111	△786,658	814,894	814,894	－	28,236
平成30年３月31日　期末残高	897,461	219,800	－	219,800	28,236	28,236	△287,998	857,499

	新株予約権	純資産合計
平成29年４月１日　期首残高	1,527	830,790
事業年度中の変動額		
準備金から剰余金へ振替		－
欠損填補		－
当期純利益		28,236
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－
事業年度中の変動額合計	－	28,236
平成30年３月31日　期末残高	1,527	859,027

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品　　主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品　　主に月次総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長５年）によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

追加情報

株主優待引当金の計上

株主優待費用は、従来、優待券利用時に費用処理しておりましたが、利用実績率を正確に把握できる体制が整い、引当額を合理的に見積もることが可能になったため、当事業年度より、発生すると見込まれる株主優待費用の額を株主優待引当金として計上することとなりました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ12,579千円減少しております。

連結納税制度の適用

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第５号 平成27年１月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第７号 平成27年１月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　1,924,651千円

２．関係会社に対する金銭債権債務には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権	399,885千円
短期金銭債務	228,345千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高　営業取引による取引高　1,167,719千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	302,067株	－株	－株	302,067株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	19,747千円
繰越欠損金	313,807千円
貸倒引当金	1,139千円
未払事業税	1,178千円
賞与引当金	2,960千円
減損損失	14,907千円
資産除去債務	6,519千円
株主優待引当金	1,923千円
その他	7,461千円
繰延税金資産小計	369,645千円
評価性引当額	△221,735千円
繰延税金資産合計	147,909千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱宗國玄品ふぐ	所有 直接100%	役員の兼任2名	店舗運営事業に係る収入(注1)	433,613	売掛金	85,480
子会社	㈱東國玄品ふぐ	所有 直接100%	役員の兼任1名	店舗運営事業に係る収入(注1)	576,350	売掛金	127,024
				経費の支払い代行（注2）	－	立替金	45,168
				子会社債権の回収代行（注3）	－	預り金	134,029
子会社	㈱西國玄品ふぐ	所有 直接100%	役員の兼任3名	店舗運営事業に係る収入(注1)	281,962	売掛金	58,338
				子会社債権の回収代行（注3）	－	預り金	53,792

（注）上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

なお、店舗運営事業に係る収入の取引条件については、市場価格等を勘案したうえで、各子会社と交渉の上決定しております。

1．㈱宗國玄品ふぐ、㈱東國玄品ふぐ、㈱西國玄品ふぐへの店舗運営事業に係る収入の一部については、形式的には当社と第三者の取引であるものの、実質的には第三者を経由した当社と前記３社との取引による金額が含まれております。

2．当社が、当社の子会社である㈱東國玄品ふぐの経費の支払い代行を実施したものであり、当社と子会社との直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。

3．当社が、当社の子会社である㈱東國玄品ふぐ及び㈱西國玄品ふぐの売上代金の回収代行を実施したものであり、当社と子会社との直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

1．１株当たり純資産額　72円94銭

2．１株当たり当期純利益　2円40銭

企業結合に関する注記

当社は、平成29年７月19日及び平成29年９月27日開催の取締役会で承認されました吸収分割契約に基づき、平成29年11月１日をもって当社の承継会社（完全子会社）である「株式会社宗國玄品ふぐ」「株式会社東國玄品ふぐ」「株式会社西國玄品ふぐ」へ当社事業を承継させ、同日をもって持株会社体制へ移行しました。

詳細は、「連結注記表　企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社関門海
　取締役会　御中

監査法人やまぶき

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　岡　朋　晃　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　平　野　泰　久　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社関門海の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社関門海
　取締役会　御中

監査法人やまぶき

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　岡　朋　晃　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　平　野　泰　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社関門海の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月23日

株式会社関門海　監査役会

常勤監査役　阿　井　公　宗　㊞

社外監査役　近　藤　行　弘　㊞

社外監査役　小　田　利　昭　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たなか　ただし 田中　正 (昭和38年３月８日生)	平成10年６月 ㈱珈琲館入社 平成14年７月 ㈱ネクストジャパン （現Ｊトラスト㈱）専務取締役 平成18年７月 ㈱アンビシャス代表取締役 平成20年２月 当社取締役 平成22年２月 当社専務取締役グループ営業本部長 平成23年12月 当社代表取締役社長（現任）	35,300株
2	やまぐち　くみこ 山口　久美子 (昭和47年３月21日生)	平成10年２月 ㈲サンミート（現㈱椿台）代表取締役（現任） 平成24年11月 当社入社 平成27年７月 当社執行役員ＣＩ推進本部長兼商品・営業企画部長 平成29年６月 当社取締役副社長（現任） 平成29年７月 (株)西國玄品ふぐ取締役（現任）	58,400株
3	ほんだ　しょうじ 本多　正嗣 (昭和31年６月１日生)	平成２年９月 ふぐ一開業 平成11年11月 当社入社 平成16年６月 当社監査役 平成18年２月 当社取締役 平成19年１月 当社商品調達・物流部長 平成23年12月 当社調達物流本部長(現任) 平成29年６月 当社専務取締役（現任）	26,500株
4	おおむら　みちや 大村　美智也 (昭和41年１月11日生)	昭和60年４月 ふぐ半入店 平成元年５月 当社入社 平成16年６月 当社取締役（現任） 平成20年２月 当社玄品ふぐ事業部長 平成23年12月 当社営業本部長 平成27年７月 当社商品･営業統括本部長 平成29年７月 (株)西國玄品ふぐ代表取締役社長（現任） 平成29年７月 (株)宗國玄品ふぐ代表取締役副社長（現任）	11,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	すみもと　たけし 炭本　健 （昭和42年３月26日生）	平成２年４月 和光証券㈱入社（現みずほ証券㈱） 平成19年７月 ㈱ネクストジャパンホールディングス （現Ｊトラスト㈱）代表取締役 平成28年９月 当社入社 平成29年１月 当社営業副本部長 平成29年６月 当社取締役（現任） 平成29年７月 (株)宗國玄品ふぐ代表取締役社長（現任） 平成29年７月 (株)東國玄品ふぐ代表取締役社長（現任） 平成29年７月 (株)西國玄品ふぐ取締役（現任）	－株
6	まつしたよしゆき 松下義行 （昭和19年８月28日生）	平成９年３月 大阪府警察　東警察署長 平成10年３月 同第一方面本部長 平成11年３月 同刑事部長 平成13年２月 同警視監　大阪府警察退職 平成13年３月 大阪府警察信用組合理事長 平成13年４月 大阪市入札等監視委員会委員長 同事業見直し委員会委員 平成13年９月 大阪証券取引所上場委員会委員長 平成22年４月 非破壊検査㈱顧問（現任） 平成26年１月 関西国際大学学長特別補佐・客員教授（現任） 平成28年６月 当社社外取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松下義行氏は、社外取締役候補者であります。
３．松下義行氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となります。
４．松下義行氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る大阪府警察においての幅広い経験に基づき、今後も、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断したためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。
５．当社は、松下義行氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、松下義行氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
７．候補者番号２の山口久美子氏の戸籍上の氏名は田原久美子であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

場　所　大阪市住吉区住吉二丁目９番89号
住吉大社吉祥殿１階「明石の間」

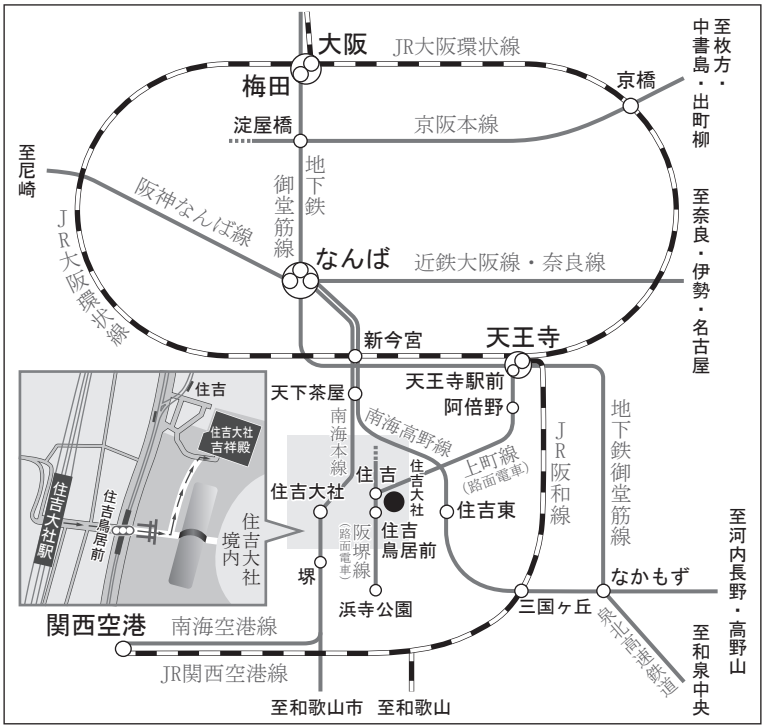

交　通　●南海電鉄　南海本線「住吉大社」駅から東へ徒歩約３分
南海高野線「住吉東」駅から西へ徒歩約５分
※「なんば」駅から「住吉大社」駅・「住吉東」駅まで約10分

●阪堺電気軌道（路面電車）
阪堺線・上町線「住吉」駅から徒歩すぐ
※天王寺・阿倍野方面から「住吉」駅まで約15分